

京都市廃棄物減量等推進審議会 第6回ごみ処理手数料等検討部会

平成17年2月21日
職員会館かもがわ 大会議室

(次 第)

1 開 会 10:00

2 報 告 持込ごみ手数料の改定について

3 議 事

(1) 許可業者の手数料のあり方(論点整理)

(2) 許可業者の経営状況等について

(3) 許可業者搬入手数料等に関するアンケートについて

(4) 今後のスケジュール

3 閉 会 12:00

【資 料】

- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 | 許可業者の経営状況等について |
| 2 | 許可業者搬入手数料等に関する排出事業者へのアンケート(案) |

京都市廃棄物減量等推進審議会
ごみ処理手数料等検討部会委員名簿

氏 名	役 職 名
おおはし 大橋 こうじ 弘司	京都百貨店協会 事務局長（㈱大丸京都店 業務推進部 総務担当次長）
ぐんじま 郡 薫 たかし 孝	同志社大学経済学部 教授
しのだ 篠田 すすむ 進	京都市小売商総連合会 専務理事
しんかわ 新川 こういち 耕市	京都環境事業協同組合 専務理事
たかつき 高月 ひろし 紘	京都大学環境保全センター長
○ はら 原 つよし 強	コンシューマーズ京都（京都消団連） 理事長
ほそき 細木 きょうこ 京子	日本環境保護国際交流会
みわ 三輪 ひろし 泰司	京都商工会議所都市美化・環境対策特別委員会 委員
やまね 山根 たくや 拓也	京都環境事業協同組合 副理事長

（敬称略，五十音順）

：部会長 ○：副部会長

【報告】 持込ごみ手数料の改定について

1 趣 旨

本市では、「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略 2 1～」（平成 1 5 年 1 2 月策定）に基づき、平成 1 6 年 5 月、「クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方」について、京都市廃棄物減量等推進審議会（高月^{ひろし}会長）に「これまでの手数料改定や累進性の導入などによる減量効果を踏まえ、より一層のごみ減量・リサイクル行動への動機付けとなるような手数料体系のあり方」について諮問した。

同審議会では、専門部会（ごみ処理手数料等検討部会）を設置のうえ、諮問事項のうち持込ごみ手数料のあり方について 4 回にわたり審議が重ねられ、同年 1 1 月、意見を取りまとめて、市長に『中間まとめ』として提出された。

本市としては、『中間まとめ』を十分に尊重し、持込ごみ手数料について、ごみ減量・リサイクルを促進する手数料体系とするため、今般の 2 月市会に条例の一部改正案を上程している。

2 基本的な考え方

（ 1 ） 1 回当たりの持込ごみ量の小口化への対応について

前回改定（平成 1 3 年度）において、ごみを多量に持ち込むほど手数料額が高くなる「累進制」を手数料体系に導入したが、その後、1 回当たりの持込ごみ量の小口化が進み、より上位の手数料区分の適用が減少しており、経済面からのごみ減量促進効果が働きにくくなっている。

このため、各区分重量の引き下げを行い、多量搬入者に対する負担転嫁を進めることにより、一層のごみ減量を促進する。

（ 2 ） ごみ処理原価の上昇への対応について

前回改定では、ごみ処理原価のうち、ごみ処理現場での物件費などの「直接費」に、減価償却費などの「間接費」の 2 分の 1 を加えた額を手数料算定基礎額とし、これを最上位の区分とした。今回もこの考え方を踏襲し、基礎額の上昇分を各区分に上乘せするにとどめる。

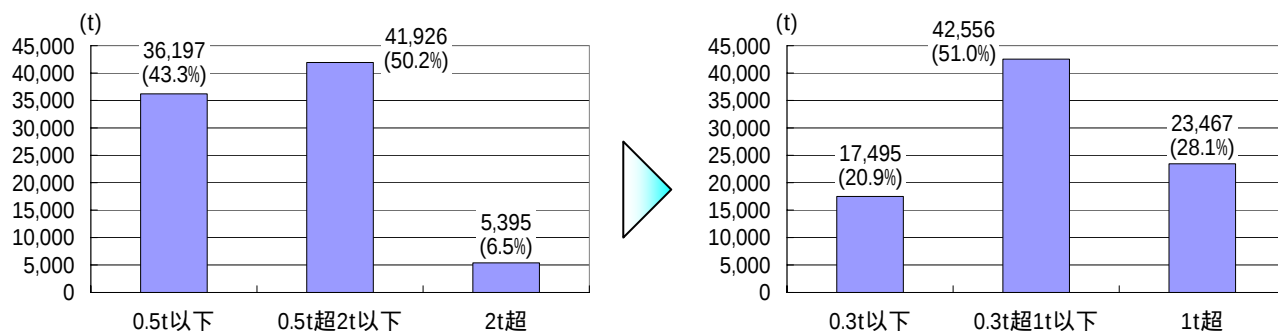
（ 3 ） 周辺他都市の状況について

今回の改定により、本市へのごみの流入が懸念される南部地域の他都市について、一定程度の整合が図られると考えている。

3 条例改正案の内容

(1) クリーンセンターへの持込ごみ手数料の改定

- 区分重量については，0.5 t を 0.3 t に，2 t を 1 t にそれぞれ引き下げる。



- また，手数料算定基礎額が前回改定時から 2,000 円 / t 上昇しており，これを各区分の手数料額に上乘せする。
- これらのことを踏まえ，クリーンセンターの新たな手数料体系を次のとおりとする。

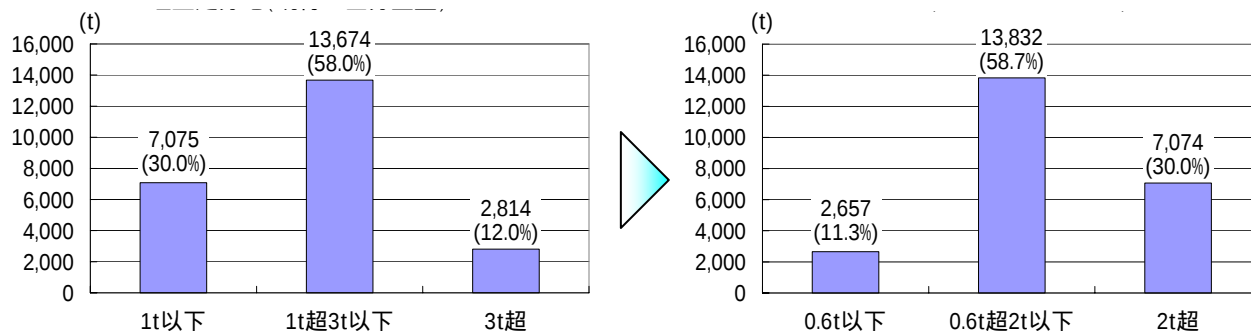
現行の手数料体系 (平成11年度原価をもとに設定)		2,000 円 / t アップ	新手数料体系 (案) (平成15年度原価をもとに設定)	
区分	手数料 (円/t)		区分	手数料 (円/t)
0.5 t 以下	8,000 円 / t	➡	0.3 t 以下	10,000 円 / t
0.5 t 超 2 t 以下	12,000 円 / t		0.3 t 超 1 t 以下	14,000 円 / t
2 t 超 (手数料算定基礎額)	16,000 円 / t		1 t 超 (手数料算定基礎額)	18,000 円 / t

(2) 埋立処分地への持込ごみ手数料改定

- 区分重量については，1 t を 0.6 t に，3 t を 2 t にそれぞれ引き下げる。

現行の区分重量での区分別持込ごみ量(15年度実績)

区分重量引き下げ後の区分別持込ごみ量(予測値)



- また，手数料算定基礎額が前回改定時から 4,000 円 / t 上昇しており，これを各区分の手数料額に上乘せする。
- これらのことを踏まえ，埋立処分地の新たな手数料体系を次のとおりとする。

現行の手数料体系 (平成11年度原価をもとに設定)		4,000 円 / t アップ	新手数料体系 (案) (平成15年度原価をもとに設定)	
区分	手数料 (円/t)		区分	手数料 (円/t)
1 t 以下	8,000 円 / t	➡	0.6 t 以下	12,000 円 / t
1 t 超 3 t 以下	12,000 円 / t		0.6 t 超 2 t 以下	16,000 円 / t
3 t 超 (手数料算定基礎額)	16,000 円 / t		2 t 超 (手数料算定基礎額)	20,000 円 / t

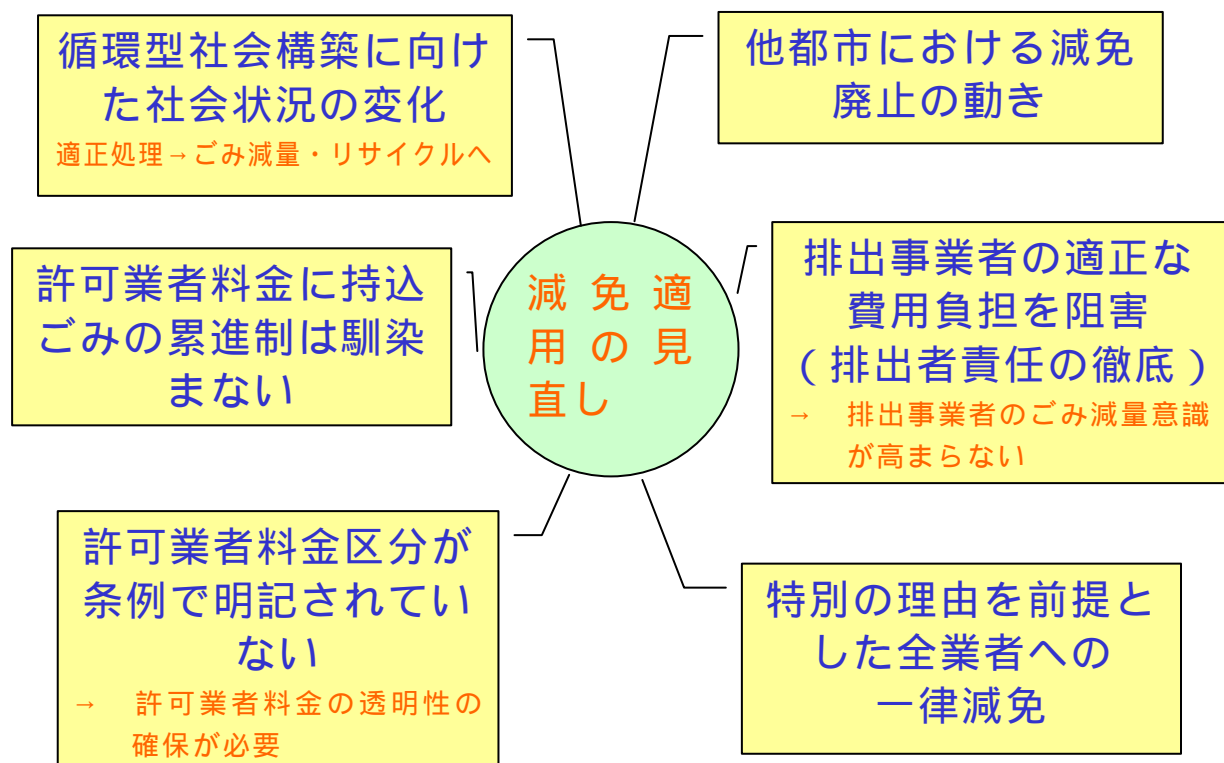
4 条例の公布・施行時期

市会で議決をいただいたうえで公布を行い，市民・事業者への周知徹底を行うための期間をおおむね3カ月間置いた後，平成17年7月1日から実施する予定である。

1 許可業者の手数料のあり方（論点整理）

（１）許可業者搬入手数料等に関する課題（おさらい）

前回の会合から，一般廃棄物収集運搬許可業者のクリーンセンターへのごみ搬入手数料の減免措置等について議論が始められているが，これまでに提示された課題をまとめると，下図のようになる。



前回までの審議において，減免措置についての議論を深めるためには，現時点での許可業者や排出事業者の経営状況を把握することが重要とされたが，今回は許可業者の経営状況について一定程度の解析を行った（５ページ以降参照）。

(2) 許可業者料金見直しの方向性 (案)

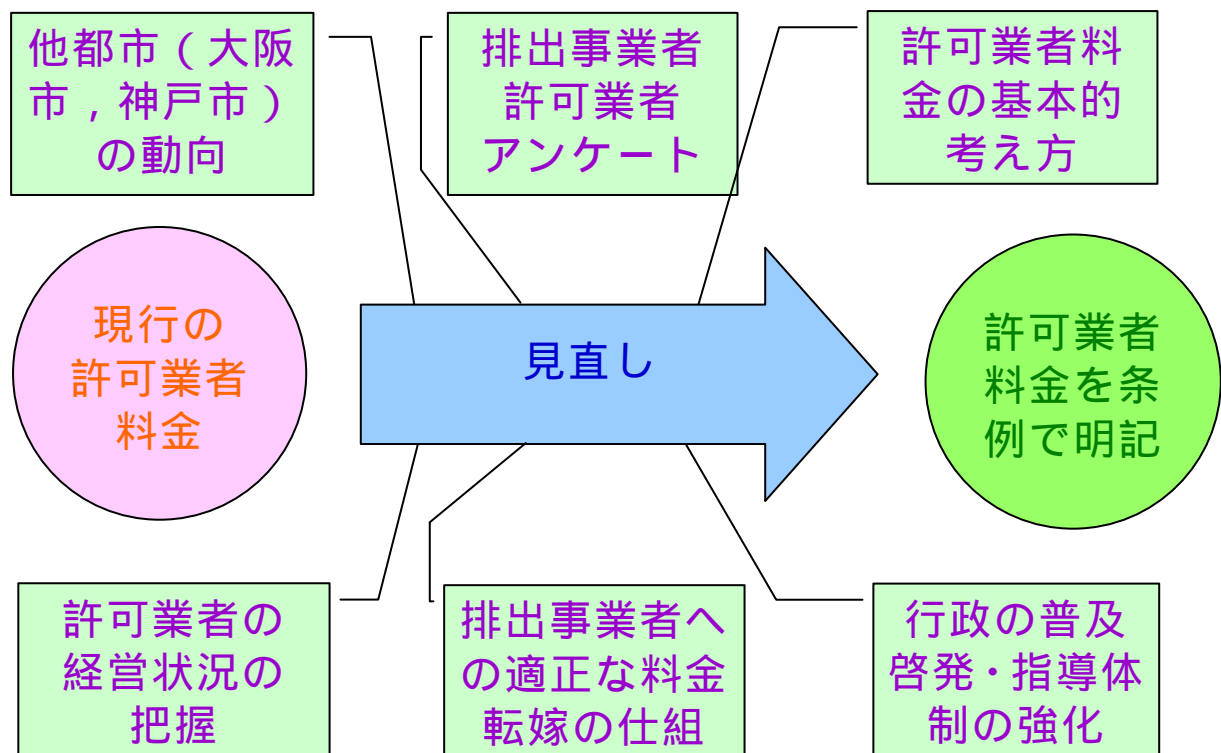
前ページの課題等を踏まえれば，

ごみ減量・リサイクルの促進のための排出事業者への適正な負担転嫁

許可業者料金の透明性の確保

が，今後検討すべき主要なテーマになると考えられる。

なお，許可業者料金見直しの最終的な方向性としては，例えば，許可業者料金を京都市廃棄物条例で明記することが考えられるが，そのために検討すべき項目を整理すると下図のとおりとなる。



2 許可業者の経営状況等について

(1) 許可業者の現状(資料編1～2ページ)

京都市内では、平成15年度現在で、法人事業者・個人事業者合わせて87の許可業者が営業している。

許可業者の体制は、平均車両保有台数が2.3台、平均従業員数が6.3人と概ね零細である一方、平均契約件数が239件にのぼっている。

(2) 許可業者の経営状況の解析結果(概要)

解析に使用したデータ

○一般廃棄物収集運搬許可業者契約先名簿(平成15年度)

事業系一般廃棄物の収集運搬についての状況を把握するため、京都市が一般廃棄物収集運搬許可業者に毎年提出を求めている名簿。

○各許可業者の決算書(貸借対照表・損益計算書)

2年ごとの許可更新の際に提出を求めている。貸借対照表は1会計期間の企業の財政状態を示すものであり、損益計算書はその期間の企業の経営成績を示すものである。

これらは概ね15年度のデータであるが、企業によって会計期間が異なるため全く同じではない。

解析方法

経営指標ごとの散布図と、経営形態別の代表値(平均値)の比較を見ることにより行った。必要に応じて、「TKC経営指標」における「ごみ収集運搬業」の全国平均値との比較も行っている。

なお、経営形態については、次の4つに分類している。

- ・「全業者」 87業者
- ・「法人」 61業者
- ・「個人」 26業者
- ・「法人選択」 14業者

(→一般廃棄物の収集運搬を事業の中心にして黒字経営を行っている業者の状況を把握するため、「法人」の中から

- ・一般廃棄物の収集運搬の売上高が全売上高の3分の2以上
- ・経常利益が黒字

という2つの条件を満たす業者をピックアップしたもの。)

「TKC経営指標」について

税理士、公認会計士の全国ネットワークである「TKC全国会」が公表している、企業経営上のさまざまな数値を示したも

の。建設業 31 業種，サービス業 39 業種などそれぞれの業種ごとに経営指標の平均的な数値が示されており，「ごみ収集運搬業」もサービス業に含まれている。

全国の同会会員が毎月継続して実施した「巡回監査」と「月次決算」により作成された会計帳簿を元にした決算書を基礎データとして使用しており，信頼性は高いと言える。

解析の内容

ア 経営形態別業者の基本属性（資料編 3 ページ）

収集車両台数には各形態ともそれほど違いは見られないが，従業員数及び契約件数は「法人」よりも「個人」の方が少ない。ただし，契約件数は「法人選択」が最も少ない。

イ 年間搬入量関連（資料編 4 ページ）

1 台当たりの年間搬入量は契約件数に比例する形になっているが，1 件あたりで見ると「法人選択」が最も多い。

ウ 一般廃棄物収集運搬売上高関連（資料編 5 ～ 8 ， 10 ページ）

ここでは，各業者の行っている事業全てではなく，一般廃棄物の収集運搬事業のみによる売上高を解析しているが，全ての解析ベースにおいて，「法人選択」の売上高が高い。

また，従業員 1 人当たりの月間売上高は，TKC 経営指標値を境におよそ二分されるくらいの分布となっているが，限界利益率（正確ではないが）かみくだいて言えば，売上高に占める企業の挙げた利益の割合については，TKC 経営指標値よりも低い業者が多い。

エ 契約料金及び手数料納入額関連（資料編 9 ， 11 ページ）

100 リットル当たり一般廃棄物の収集運搬に係る契約料金の分布を見ると，400 円～600 円など，条例規定の上限（100 リットル 800 円）よりもかなり低い金額に契約料金を設定している業者の割合が多い。

売上高に占める手数料納入額の割合は，現状で平均 23 % にのぼっており，減免措置がなければ平均 46 % にもなる。

オ 決算書に基づく解析（資料編 12 ～ 13 ページ）

決算書記載の全事業売上高に占める一般廃棄物収集運搬売上高の割合については，1.00 よりもある程度低い業者が相当数あるが，こうした業者は一般廃棄物の収集運搬以外にも多角的に経営を行ってい

ると考えられる。

全事業売上高，経常利益，経常利益率については，いずれもＴＫＣ経営指標値に比べて低い業者が多い。

経営状況の諸指標から得られる結論

ア 経営規模が小さい

京都市内の一般廃棄物収集運搬許可業者は，車の保有台数が１～３台，従業員も２～７人程度が多く，小規模な経営状況となっている。

イ 収益力が強くない

許可業者の経常利益や限界利益は高いとは言えないため，減免の廃止や手数料改定により，排出事業者への処理料金の転嫁が進まない限り，一般廃棄物の収集・運搬だけではほとんどの許可業者の経営は成り立たなくなると考えられる。

ただし，一部業者には収益力の高いところもあると考えられ，現行の減免措置については見直しを行う時期に来ている。

ウ 運営効率が良い業者もある

一般廃棄物の収集・運搬が事業の中心で，かつ経常利益が挙がっている許可業者は，１件当たりの搬入量や売上高が大きく，効率のよい運営がなされていると推定される。

エ 経営状況は全国的に見て概ね低い水準

許可業者の経営は，一般廃棄物収集運搬以外からの収入があるなど経営の多角化が進んでいると考えられるが，その他の収益も含めた会社全体の経営状況で見ても，全国平均より低い水準のところが多々である。

3 許可業者搬入手数料等に関するアンケートについて

(1) 趣旨

許可業者手数料を含め、現行の事業系ごみ処理の制度に関する排出事業者・許可業者の生の声をうかがい、今後の議論の参考とするため、アンケート調査を実施する。

(2) 調査対象

市内の排出事業者 1 , 0 0 0 業者及び許可業者全 8 6 業者

(3) 概要

現時点での取組状況や契約料金、費用負担についての考え方を中心に設問を立てる。設問内容は、排出事業者向けと許可業者向けの 2 種類を作成する（このうち、排出事業者向け設問の具体的な内容案については別添資料参照）。

(4) 実施時期

本年 2 月～ 3 月を目途に実施し、結果をとりまとめて第 8 回部会（本年 4 月頃開催予定）で報告を行うことを考えている。

4 今後のスケジュール（案）

	ごみ処理手数料等検討部会	指定袋制導入検討部会
平成17年2月21日	第6回部会 → ・許可業者の手数料のあり方（論点整理） ・許可業者の経営状況等について ・許可業者搬入手数料等に関するアンケートについて（排出事業者向け）	
		
平成17年3月頃	第7回部会 → ・行政の普及啓発・指導体制の強化 ・許可業者搬入手数料等に関するアンケートについて（許可業者向け）	第6回部会 → ・本市における指定袋制導入方式について（1パターンに絞り込み） ・本市における指定袋制の具体的あり方（ごみの管理体制など導入にあたっての配慮視点等）
平成17年4月頃	第8回部会 → ・アンケート調査結果 ・排出事業者への負担転嫁方策（リサイクルへのインセンティブとなるような手数料体系の検討含む）	第7回部会 → ・本市における指定袋制の具体的あり方（袋の規格，流通手法，指定袋制と併用する施策等）
平成17年5月頃	第9回部会 → 排出事業者への負担転嫁方策（リサイクルへのインセンティブとなるような手数料体系の検討含む）	第8回部会 → ・最終まとめ（案）の検討
		第35回審議会（本会） → ・指定袋制導入検討部会からの最終まとめ（案）の報告・検討
平成17年6月頃	第10回部会 → ・許可業者料金の基本的考え方 ・最終まとめの策定	（最終まとめ（案）に対するパブリック・コメントの実施）
		第9回部会 → ・最終まとめ（案）に対するパブリック・コメントの結果について ・最終まとめの策定
平成17年7月頃	第36回審議会 → ・両部会から最終まとめの報告 ・最終答申（案）の審議	
	最終答申の提出・公表	
		
	京都市としての方針決定 ↓ 17年度中に市会へ条例案上程（予定）	